平成２２年（フ）第１１８０号
さいたま市大宮区三橋１丁目575番地　鈴木ガーデンコーポラス109
債務者　中沢　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４２号
さいたま市大宮区宮町５丁目65番地　山喜苑101
債務者　浅見　勝治
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
埼玉県春日部市下蛭田288番地３　カミーチェ豊春104、旧住所埼玉県春日部市下蛭田344番地21　ＫＹハイム102号
債務者　新井　美樹
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
埼玉県越谷市花田５丁目５番地11フレグランスＭＧ102
債務者　安藤　良子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
埼玉県吉川市きよみ野１丁目10番地13
債務者　小高　正枝
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
千葉県香取市佐原イ2034番地11　高木方
債務者　寺島　江美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第３０号
千葉県香取市牧野2011番地
債務者　佐藤　由梨
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第４３６１号
大阪市中央区島之内１丁目11番31―205号
債務者　大谷　晋也
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１６１号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目６番７号ＤＭＣ本町中央ビル３Ｆアンヴォーグ
債務者　村上　和幸
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３１６号
大阪市淀川区新北野２丁目９番７号　ハイツ上船208号
債務者　椿﨑　英之
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３３２号
大阪府吹田市南正雀４丁目７番５―101号
債務者　村山　　寛
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３４１号
大阪府門真市南野口町10番５号
債務者　小林　雅美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４１９号
大阪市中央区日本橋２丁目２番17号　403号、申立時の住所大阪市中央区島之内２丁目10番22―211号
債務者　原本洋吉こと　黄　　洋吉
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４６２号
大阪市都島区東野田町１丁目16番12号　京橋クイーンハイツ302号
債務者　森田　茂治
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５５０号
大阪府豊中市赤阪１丁目４番５号
債務者　竹熊しげみ
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６１１号
大阪府吹田市岸部北１丁目６番15号
債務者　志水　弘明
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９０１号
大阪府豊中市向丘２丁目６番26号
債務者　髙野　良子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで大阪地方裁判所第６民事部